

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

| | |
|------------|---|
| Title | 14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換 |
| Author(s) | 足立, 孝 |
| Citation | 史学研究 , 305 : 113 - 139 |
| Issue Date | 2020-03-31 |
| DOI | |
| Self DOI | |
| URL | https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055687 |
| Right | |
| Relation | |



14世紀前半アラゴン南部における 租税・領主制・商品交換

足立 孝

はじめに⁽¹⁾

中世アラゴン＝ナバーラ研究の泰斗ホセ・マリア・ラカーラはかつて、アンリ・ピレンヌの学説に立脚しつつイベリア半島の都市を二つのカテゴリーに区別した。すなわち、「巡礼路都市」と「辺境都市」がそれである。「巡礼路都市」は、文字どおりサンティアゴ巡礼路に沿って発達した都市群をモデルとするカテゴリーであり、その成立には巡礼路を介して流入したピレネー山脈以北の商人・職人の定着が果たした役割がことのほか重視されている⁽²⁾。これに対して、「辺境都市」は、イスラームと対峙する「辺境」の軍事的・戦略的要請ゆえに商人・職人は事実上不在で、貴族ならざる民衆騎士と牧羊業者が主力をなし、その生業はもっぱら略奪遠征と移動放牧にもとづくものと構想された⁽³⁾。なかでもバレンシアを眼前に望むアラゴン南部は、モデルそのものの雛形となったテルエルを筆頭に典型的な「辺境都市」が分布する、「商業都市」、ひいては市場不在の空間とみなされてきたのである。

けれども、そうした傾向は、2000年代後半になってようやく大きな変化を遂げることとなった。むろん、商業史そのものは1980年代以来ホセ・アンヘル・セスマ・ムニョスの一連の仕事を中心に一定の蓄積をみてきたが⁽⁴⁾、いまや都市か農村かを問わず、「辺境」における征服＝入植運動という伝統的な問題系に市場論が接続されて、大きな成果を生み出しつつあるのである。なかでもサラゴース大学のアラゴン中世研究センター（Grupo CEMA）による共同研究の成果である一連の論文集は、まさしくその典型である（『中世アラゴンにおける経済発展と市場の形成（1200～1350年）』〔2009年〕、『ある統合経済。アラゴンにおける商業・制度・市場、1300～1500年』〔2012年〕、『中世後期の消費・商業・文化変容。14・15世紀アラゴン』〔2016年〕⁽⁵⁾）。そこには、アラゴンとバレンシアとをまたぐ中世後期の王国間商業が、アラゴン南部そのものの在地商業の発達にねざしていたことを主張する数々の論考が含まれている⁽⁶⁾。

カルロス・ラリエナ・コルベラは、以上のうち2012年の論文集のなかで、アラゴン商業の発展を支えた要件を次のように整理している。すなわち、①都市および準都市的集落の交通網の確立、②国家および都市による市場の整備と制度化（わけでも年市・週市巡回システムの構築）、③国家による流通税徴収網の拡充がそれで

ある⁽⁷⁾。だが、まさしく論文集の表題に「統合経済」と掲げられているように、これらの要件はあくまでもアラゴンという空間全体を一つの単位とする広域的な市場圏の組織化にかかわるものであって、域内の自生的かつ局地的な商業の発達、ましてやその発生の契機を説明するものではない。それどころか、それらは13世紀後半に国王ハイメ1世（在位1213～76年）、ついでペドロ3世（在位1276～85年）が打ち出した一連の政策そのものであり、穀物を筆頭とする基本財の対外輸出の管理と王国内商業の自由化によるその安定的な流通をもくろむものであった。むろん、それがけっして無償でなかったことは、③の要件が示すとおりである。王権は、深刻な債務に喘いだ国王ペドロ2世（在位1196～1213年）の治世末期以来、13世紀をつうじてさまざまな名目で租税を導入・増強しているが、王国統一市場の創出と国内商業の円滑化もまさしくその一環であり、その最大の受益者が国家そのものとなるように志向されたものだったのである。

以上の政策は、伝統的な特権（フエロ〔fuero, forum〕）を享受する貴族・教会・都市の組織的な抵抗を呼び起こし、その結果1283年10月に王権と聖俗貴族・都市の代表者とのあいだで合意・締結された「アラゴン総特権」(El Privilegio General de Aragón)によって、ことごとく撤回を迫られることとなった。とはいえ、そこで問題視されたのは、あくまでもペドロ3世によって強権的に導入かつ拡大された、それまでに先例のない租税であって、先王ハイメ1世治世末期の租税体系は慣習にかなうものとして全面的に受け入れられている⁽⁸⁾。それ自体、13世紀後半までに知られてはいてももっぱら免除の文脈で言及されるのみで、およそ現実的な課税におよんでいなかったものばかりである⁽⁹⁾。となれば、王国統一市場創出の試みが頓挫したとはいうものの、同世紀後半に事実上の確立をみた租税体系が、政治的な自立性がひとまず温存されたもろもろの空間ユニット＝市場圏にいかなる作用をおよぼしたかをあらためて問うてみる必要があるろう。

そこで本稿では、前述のようにかつて市場不在の空間とみなされながら、いまや商業の自生的な発達が肯定的に評価されつつあるアラゴン南部（ほぼ現テルエル県に相当）に注目したい。当該空間は、1171年のテルエルの征服以来、貴族の排除をもくろむ王権の政策的意思を反映して、テルエル（当初貴族保有の国王ウイラ〔villa regis〕、13世紀中葉に王権直属、1347年に都市〔ciudad〕）の巨大な属域と、同じく広域的な聖界領、わけても騎士団領に事実上二分された空間である。貴族がほぼ不在となれば、当該空間は総じて13世紀後半の租税に服したことになる。というのも、聖界領でさえ、少なくとも一部の租税の負担を免れなかったからである。テルエルはともかく⁽¹⁰⁾、アラゴン南部の聖界領をめぐるのは、個別の論考こそあれども、カトラーバ騎士団領アルカニスならびにサンティアゴ騎士団領モンタルバンを除けば、依然として大部の専門研究のとりあげるところとなっておらず⁽¹¹⁾、この方面の問題系ではむろんほぼ手つかずのままである。それゆえ、以下ではとくに、多

14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換（足立）

少なりとも史料に恵まれながら依然として研究の手薄な Templar 騎士団領（1311年の Templar 騎士団解体後、1317年より聖ヨハネ騎士団アンポスタ管区に統合）をとりあげて、具体的に検討しよう。

1 租税収奪と王国統一市場

冒頭で述べたように、13世紀をつうじて導入が図られた一連の租税のうち、同世紀中葉から国王ハイメ1世治世末期までに、次のようなものがほぼ定着をみている。すなわち、ペイタ（ペチャ）(peytas [pechas])、カバジェリア (cavallerías)、宿泊税 (senas)、アセンブラ（アセミラ）(acemblas [acémilas])、罰金 (calonias)、国王諸権利貸借料 (tributos)、軍役 (huest)、モネダティクム (monedaticum [monedage]) がそれである⁽¹²⁾。

通常租税の中核をなすペイタは、もともと王国の故地ピレネー山脈で隷属農民が負担した「貢租」一般を意味する言葉に由来するから、原理的には都市・国王ウィラが領主である国王に負担する「貢租」である（カタルーニャおよびリバゴルサではケスティア [questia]）。だが、同時期のペイタは（ペイタにかぎらず同時期の租税一般は）あくまでも租税管区（バイリア [bailía]、14世紀初頭にはメリンダー [merindad]）ごとに集団的に賦課されたので、各コンセホ (concejo, concilium 共同体) が「ソリドゥスとリブラで」(per solidum et libram, por sueldo y por libra) の原則にそくして住人の財産を査定し、その査定額にもとづき分担割り当てを決定することになった。それゆえ、王権と都市・国王ウィラとの関係では「貢租」でありながら、コンセホ当局と住人との関係ではすぐれて公的な「租税」の性格を帯びたのである⁽¹³⁾。

ついで「騎士封」（カウアラリア [cavallaria]）に由来するカバジェリアは、貴族に封として賦与された所領がとくに負担する租税であり、ペイタ賦課対象から除外され、一律500ソリドゥスまたはその半額が賦課され、保有者の懐に入れることが許された。これに対して、のちに詳しく検討するように、聖界領が免れなかったのが、国王巡行時の宿泊地提供義務 (cena de presencia)、13世紀中葉には事実上定期化かつ貨幣納化された（国王不在時の）宿泊税 (cena de ausencia) である。他方、アセンブラは、軍事奉仕に参与する貴族が必要とした運搬家畜の供出義務である。罰金は、国王裁判によって科された罰金のうち通常総額の3分の1が王権の手元に徴収された。軍役またはその代納税 (fonsadera) は、つづく国王ペドロ3世の治世に租税収奪の中核の一つをなすことになる⁽¹⁴⁾。

残るモネダティクムは、アラゴン王国と、リエイダを筆頭にアラゴン王国伝統のハカ貨が流通した地域で、貨幣品位の維持と引き換えに賦課された通常租税である。ペドロ2世治世の1205年にはじめて課税されたが、その際、貴族を除き、インファ

ンソン (infanzón 自由人)、聖ヨハネ騎士団やテンプル騎士団、さらにはあらゆる修道会の修道士も課税を免れないものと規定された⁽¹⁵⁾。だが、決定的な確立をみたのは、ハイメ1世治世の1236年のことである。このとき、財産額が10マラベディ以上と査定された全世帯が7年ごとに1マラベディを賦課されたため、アラゴン王国ではとくにモラベディ (morabedi) と呼ばれる⁽¹⁶⁾。1302年のテンプル騎士団領のモネダティクム徴収人 (collector monetatici) に宛てられた国王ハイメ2世 (在位1291~1327年) の布告 (Declaraciones super monetatico) には、祖父ハイメ1世の王令および布告にしたがって徴収人が周知するべき全13項目があらためて掲げられており、そのうち第1項に、キリスト教徒かムデハルかを問わず、ハカ貨70ソリドゥス (10マラベディ) に相当する財産をもつ者は一律1マラベディ、すなわちマラベディあたり7ソリドゥスを負担するものと規定されている⁽¹⁷⁾。したがって、担税者は1年あたり1ソリドゥスを賦課された計算になる。

国王ハイメ1世はこのほかにも、塩税 (gabela de la sal 塩田の国王独占と塩の指定量の強制購買) や「新たな放牧税」 (novum herbaticum それぞれ1頭あたり羊・山羊1デナリウス、牛・馬4デナリウス) の導入をもくろんだが、激しい抵抗に遭って定着をみず、ムルシア遠征に備えて臨時の補助税の供出を要求するかわりにこれらを撤回している。だが、つづく国王ペドロ3世は、膨らむ一方の戦費を調達すべく、前述のペイタおよび宿泊税を中核とする既存の通常租税の賦課範囲を拡大かつ増強する一方、父王が試みて果たせなかった数々の新税を強権的に導入している。主要なところでは、前述の塩税、家畜キンタ (quinta del ganado)、軍役代納税 (fonsadera)、さらには特定の軍事的・政治的目的で賦課された臨時の補助税 (subsidios) が挙げられる。

塩税は本来、塩田の国王独占と塩の強制購買という領主制的な強制使用に過ぎたものであるが、人口と家畜の頭数に応じて機械的に購買量が決定され、必要な消費量をはるかに上回る塩の購買が強制されたので、事実上の租税 (gabela) の性格を帯びることとなった⁽¹⁸⁾。家畜キンタは、1200年代の移動放牧の発展にともなう家畜頭数の増加にあてこんだ新税である。牽引家畜を除く全家畜の5分の1が現物または貨幣で徴収されたが、牧畜の比重が高い都市・村落ではもっぱら貨幣で徴収された (それぞれ1頭あたり羊6デナリウス、仔羊3デナリウス)⁽¹⁹⁾。軍役代納税はもともと軍役忌避に対する罰金に由来する。王権は1276年末から1277年にかけてサラゴサ、テルエル、ダローカ、カラタユーにそれぞれ3,000~4,000人の兵員の供出を要求するも果たされず、その結果、テルエルとそのアルデアについては、それぞれ1人あたり騎士120ソリドゥス、歩兵60ソリドゥスの納付を要求している⁽²⁰⁾。だが、1280年にはもはや軍役忌避が一般化し、軍役代納税が王国全土に拡大することとなった。同年、騎士団領をも含む44の都市・村落が併せて387,640ソリドゥスもの負担を強いられている⁽²¹⁾。

王権は、以上のような租税の導入・増強と並行して、王国規模の商品・貨幣流通の組織化をつうじて生み出されるあらゆる利益を独占することにも余念がなかった。国王ハイメ1世は1257年、王国内商業の麻痺と穀物価格の高騰という事態をうけ、穀物の対外輸出の許可制をしいた⁽²²⁾。これを継承した国王ペドロ3世はさらに、次のような政策を矢継ぎ早に打ち出している。すなわち、①国王裁判の有料化と、証書の有料発給（公証人およびコレドール〔*corredor* 商品取引を仲介するコンセホ役人）の任命権の独占）、②国王の商品取引所（*alhóndiga*, *almudí*）に商人の滞在を義務づけ、③都市の特権を大幅に縮小し、基本財に独自の商業的な制限をかけることを禁止、④穀物、馬、油の対外輸出は原則禁止、対外輸出にはすべて王権の許可を必要とし、それらの取引は国王の商品取引所に限定して、輸出許可状の有償取得を要する、以上がそれである⁽²³⁾。これら一連の政策はまさしく王国統一市場の創出を志向するものであるが、その真の目的は、伝統的な流通税免除特権の大幅な縮小ばかりか、家畜を用いて運搬される穀物およびワインに賦課された「新たな通行税」（*peages nuevos*）の負担⁽²⁴⁾を強いた王権の姿勢に如実に表れているのである。

以上のような一連の政策は、伝統的な特権を享受する貴族・教会・都市をユニオン（*Unión* 盟約）に結集せしめ、組織的な抵抗を呼び起こさずにはいなかった。こうして1283年10月3日、王権と聖俗貴族・都市の代表者とのあいだで合意・締結されたのが、前述の「アラゴン総特権」である。その内容をかいつまんで説明すれば、次のとおりである。すなわち、①王権はアラゴン王国、バレンシア王国、リバゴルサ伯領、テルエルの既存のフェロと特権を遵守・確認すること⁽²⁵⁾、②アラゴン王国の全臣民は自らが望む量の塩を旧来どおり利用できること（塩税の廃止）⁽²⁶⁾、③家畜キントの廃止⁽²⁷⁾、④国王ハイメ1世治世末期の租税体系に立ちもどること⁽²⁸⁾、⑤国王文書局による証書作成料を適正額にもどすこと⁽²⁹⁾、⑥都市およびウィラの公証人とコレドールの任命権を旧来どおりそれぞれの誓約人に帰すること⁽³⁰⁾、⑦商人の国王商品取引所滞在義務を緩和すること⁽³¹⁾、⑧新たな通行税は廃止され、旧来の通行税と徴収網に回帰し、全臣民があらゆる街道を使って自由に往来できること⁽³²⁾、といった具合である。両者の対立は、伝統的な特権を掲げる聖俗貴族・都市の意向に沿ったかたちでひとまずは解決をみたわけである。だが、④の国王ハイメ1世治世末期の租税こそ、先に掲げたペイタ、カバジェリア、宿泊税、アセンブラ、罰金、国王諸権利貸借料、軍役、モネダティクムにはかならない。以下では、聖界領が免れなかった主要な通常租税であるモネダティクムおよび宿泊税に注目しよう。

2 騎士団領と租税

(1) モネダティクム (モラベディ)

国王ハイメ1世は1228年、サンティアゴ騎士団総長ペドロ・ゴンサーレスに、モンタルバンのバイリア (bailía またはエンコミエンダ [encomienda]) からのモネダティクムの納付を免除すると同時に、徴収・取得権そのものを賦与している⁽³³⁾。当該特権はすでにモネダティクム賦課が制度的に確立した1270年にもあらためて賦与されていて、王権がアラゴン王国で当該租税を賦課する際には、モンタルバンとそのアルデアのそれを徴収・取得することが許されている⁽³⁴⁾。ただ、それ自体は、モンタルバンにかぎらず、王権と聖俗貴族一般との合意の所産であった。すなわち、王権はモネダティクムを7年周期で賦課するが、聖俗貴族はそのつど自領のそれを独自に徴収・取得するというものである。国王ペドロ3世はこれを白紙に戻して聖界領からも納付を要求したが、むしろ激しい抵抗を呼び起こし、騎士団領とは1277年に、各騎士団領が徴収した総額を王権と折半するという内容の合意にいたった⁽³⁵⁾。実際、1284年には、テンプル騎士団のアルファンブラおよびビジェルのバイリアの徴税人 (collector monetatici) は、騎士団員とともに徴税にあたり、王権と同騎士団とのあいだで総額を折半することになっている⁽³⁶⁾。

1302年12月13日に発給されたテンプル騎士団宛での徴税・納付命令では、エプロ川およびシンカ川流域の同騎士団バイリア (リバ=ロージャ、アスコ、ミラベット、オルタ、カステリョーテ、カンタビエハ、アルファンブラ、カラタユー、ビジェル、アンベル、ノビーリヤス、ボキニェニ、サラゴース) が、翌年の聖ミカエルの祝日に、徴税人サンチョ・デ・アグイスに納付するよう申し渡されている⁽³⁷⁾。ついで1309年発令・1310年徴税・納付であるが、この時期の情報はかなり断片的で年代も欠落しているものが多く、モンタルバンとそのアルデアがテルエルとそのアルデアと同一の徴税人ミゲル・デ・ブイルの管轄であること⁽³⁸⁾、アリアーガを筆頭とする聖ヨハネ騎士団領は全体としてサンチョ・オルティス・デ・アへなる別の徴税人に服したことがわかるくらいである⁽³⁹⁾。

次は1315年末～1316年初頭の発令、1316年の聖ミカエルの祝日に徴税・納付となったが、1311年のテンプル騎士団の解体によってかなり変則的になっている。まず、国王ハイメ2世は1315年11月20日、ミゲル・デ・ブイルを徴税人に任命して、テルエルとそのアルデア、カラトラバ騎士団領アルカニスとそのアルデア、サンティアゴ騎士団領モンタルバンとそのアルデア、聖ヨハネ騎士団領アリアーガのバイリア、ラ・ソヴ・マジュール修道院傘下の騎士団の本拠地アルカラ・デ・ラ・セルバ、旧テンプル騎士団領のアルファンブラおよびビジェルのバイリアからの徴税・納付を発令している⁽⁴⁰⁾。そのうち、アルカニスとモンタルバンは例によって、徴税人が各コメンダドール (comendador 分団長) とともに徴収し、その総額を折半

14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換（足立）

することになっている⁽⁴¹⁾。他方、同じく旧テンプル騎士団領のカステリョーテ、カンタビエハ、オルタのバイリアは、トゥルトーザ司教領のリエド、サラゴサ司教領のバルデロプレス、フエンテスバルダ、メスキン、ベセイテなどととも徴税人ドミンゴ・フラエーリヤの管轄となっているが、旧テンプル騎士団領で各コメンダドールの手元に残されることになっていた総額の2分の1については、ファン・パラシンなる別の徴税人が別途一括して徴収することになっているのである⁽⁴²⁾。王権は、1317年6月11日にもあらためて旧テンプル騎士団領のビジェル、カンタビエハ、イグレスエラ・デル・シッド、カニャーダ・デ・ベナタンドゥス、トロンションほかのフスティシア（justicia コンセホ当局の裁判官にして筆頭役人）に徴税人ファン・パラシンへの納付を命じているが、そこにはもはや前述の折半規定はみあたらない⁽⁴³⁾。

次なる発令は、旧テンプル騎士団領が聖ヨハネ騎士団アンポスタ管区に統合されたのちの1321年12月23日、徴収・納付は例によって翌年の聖ミカエルの祝日である。いまやアンポスタ管区に統合されたカステリョーテ、カンタビエハ、オルタは、トゥルトーザ司教領（リエドおよびアレンス・デ・リエド）とアンポスタ管区のミラベトおよびアスコとともに、エヘアの租税管区を担当したサンチョ・デ・アグイスの徴税に服している⁽⁴⁴⁾。残るビジェルおよびアルファンブラはおそらく、テルエルとそのアルデアとともに徴税人ベドロ・ヒメネス・ドゥクの管轄対象に含まれたにちがいない⁽⁴⁵⁾。

領有主体によらず各集落の地理的布置にもとづく租税管区の確立は、次なるモネダティクム徴収時以降、ますます明確になる。国王アルフォンソ4世（在位1327～1336年）治世の1329年7月25日、翌年の聖ミカエルの祝日納付を通達した一連の王令はそれぞれ、テルエルとそのアルデア、アルカラ・デ・ラ・セルバ、アルファンブラおよびビジェルのバイリア（徴税人ファン・ペレス・デル・ロイ）⁽⁴⁶⁾、カラトラバ騎士団領のアルカニスおよびモンロージョ（徴税人パスカシオ・マテオ）⁽⁴⁷⁾、旧テンプル騎士団領のカンタビエハ、オルタ、アスコ、リバ＝ロージャ（徴税人ドミンゴ・ノバレス）⁽⁴⁸⁾、同じく旧テンプル騎士団領のカステリョーテ、すでに帰属を同じくするアンポスタ管区のアリアーガ、トゥルトーザ司教領のリエドおよびアレンス・デ・リエド（徴税人R・グラネル）⁽⁴⁹⁾に発令されているのである。

とくにビジェルのバイリアには、同年の徴税に直接かかわる領収証（publica albara）が伝来する。それは、前述の徴税人であるテルエル住人ファン・ペレス・デル・ロイが1332年5月7日に、ビジェルのバイレ（baile この場合領主役人）のバスクアル・フロレントに宛てた、バイリアを構成する4集落（ビジェル、ビジャスタル、リオデバ、リブロス）からのモラベディ納付を証明するものである。ここでは、財産査定額が10マラベディ（70ソリドゥス）を超えていて「（申告済みで）判明な」（claros）担税者と、未査定ないしは担税基準額に達していなかったがいま

や「査定された」(apurados) 担税者とを併せて、全体で332モラベディが計上されており、その2分の1に相当する166モラベディ(内訳は前者が148、後者が18)が国王取り分となっている⁽⁵⁰⁾。納付そのものはハカ貨で行われたはずであるから、徴収分が2,324ソリドゥス、納付分が1,162ソリドゥスという計算になる。

(2) 宿泊税

1260年、ビジェルのバイリア南端のリオデバに発給された入植許可状には、20名限定の入植者が、国王・王太子・プロクラドール(procurador 国王代理)に果たすべき宿泊地提供義務ないしはその代納税(cena)を、ビジェル(のバイリア)の住人として共同で負担するよう規定する条項がある⁽⁵¹⁾。実際の宿泊税賦課・徴収の痕跡がみとめられる史料上最初の画期は1252年であるが⁽⁵²⁾、アラゴン南部の聖界領の担税内容が多少なりともわかるのは、前述のように聖俗問わず租税収奪に邁進した国王ペドロ3世治世末期の1284年からである。来訪時の饗応という本来の趣旨からして修道院長や司教座聖堂参事会長などと同様にコメンダドール個人、コメンダドールとバイリアの各村落の住人にそれぞれないしいずれかに賦課、さらには両者共同で負担と、大きく分けて三通りの形式がとられた。かなり断片的ながら、同年7月11日には、カステリョーテのバイリアが900ソリドゥス(カステリョーテ200、そのアルデアが700)⁽⁵³⁾、12月26日のリストでは、アルカラ・デ・ラ・セルバ800ソリドゥス、ビジェル1,000ソリドゥス、アルファンブラ1,000ソリドゥス、アリーアーガ1,200ソリドゥス、サラゴーサ司教領のリナレス700ソリドゥス、プエルトミンガルボとカステルビスパルは共同で900ソリドゥス、ホルカス500ソリドゥス、さらにテンプル騎士団領のミラベットが200ソリドゥスをそれぞれ要求されている(すべてハカ貨)⁽⁵⁴⁾。

同年末から当初ウエスカ、1285年3月にスエラに場所を移して開催されたウニオン会議では、一連の聖界領が宿泊税の正当性と高額さをめぐって王権に陳情している。リナレス、プエルトミンガルボ、カステルビスパル、ホルカスの代理人は、王権が本年、宿泊税名目で、全体で1,900ソリドゥスの納付を要求したので村落そのものを抵当化するほかなかったが、このような租税を納付する慣習はないと主張した。だが、王権はそれが自らの権利であり、代々の慣習であるとし、これを一蹴している。

また、カラトラバ騎士団領のモンロージョの代理人は、王太子(アルフォンソ)が前年宿泊税名目で500ソリドゥスを要求したが、本年は585ソリドゥスを要求しており、慣習にはあたらなないと主張する。以下同様に、カンタビエハのバイリアの代理人は、王太子が前年宿泊税名目で1,100ソリドゥスを要求し、王権が(王太子宿泊税として)本年は1,200ソリドゥス、さらに徴税人に手数料としてラル貨(バレンシア王国の貨幣)で120ソリドゥスを支払うよう要求している、ふたたびカトラ

14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換（足立）

ラーバ騎士団領のモリーノスの代理人は、王太子が前年600ソリドゥスを要求したが、本年は王権が700ソリドゥス、さらに徴税人の手数料でラル貨40ソリドゥスをも支払うよう要求している、カステリョーテの代理人も同様に、王太子が前年600ソリドゥスを要求したのに、王権は本年700ソリドゥスと、徴税手数料としてラル貨40ソリドゥスの支払いを要求していると、それぞれ訴えている。王権はこれらの陳情に対して、それは国王の権利であり慣習であるうえ、王太子の命令によるのではなく、各々自ら望んで支払うものであると回答している。アラゴン大法官(Justicia de Aragón) フアン・ヒル・タリンの判決は王権の回答そのままであるばかりか、宿泊税を名目に村落を抵当化してはならないと命じている。

他方、当時サラゴース司教領のミラベテ・デ・ラ・シエラ (Miravete sobre Aliaga) の場合は、その代理人が、王権が本年宿泊税名目で300ソリドゥス納付を要求しており、当該コンセホは村落を徴税人に抵当化したが、そもそもこのような宿泊税を支払う慣習がないとしている。王権はここではめずらしくそれを受け入れ、王権はサラゴース司教領ということで賦課するが、それにあたらないのならば返還するとしている。アラゴン大法官の判決もまた、同地住人が二重払いにならないように、王権はサン・サルバドル・デ・サラゴース司教座聖堂参事会の500ソリドゥスを徴収するのみにし、抵当権を償還することとしている⁽⁵⁵⁾。賦課対象はあくまでも司教座聖堂参事会であって、当該村落そのものではなかったということであろう。

同年末に王位を継承した国王アルフォンソ3世（在位1285～1291年）の短い治世では、1286年と1287年の担税リストが知られるのみである。前者では、1286年4月18日にモンタルバン800ソリドゥス、カステリョーテ600ソリドゥス、カンタビエハ800ソリドゥス、またアルカニスのコメンダドル単独で500ソリドゥス⁽⁵⁶⁾、同年5月1日にはアリアーガ800ソリドゥス、ビジャルエンゴ750ソリドゥス、ビジェル400ソリドゥス、アルファンブラ750ソリドゥス⁽⁵⁷⁾ がそれぞれ要求されている。後者では、1287年5月7日にカラトラバ騎士団領が合計2,700ソリドゥス（アルカニス1,000、マエーリヤ400、ファバーラ200、モリーノス400、バレア400、アルコーサ300）、アリアーガ600ソリドゥス、モンタルバン1,000ソリドゥス、ビジェル400ソリドゥス、アルファンブラ500ソリドゥス、アルカラ・デ・ラ・セルバ300ソリドゥスをそれぞれ負担している⁽⁵⁸⁾。

宿泊税賦課の全面的な体系化にいたったのが国王ハイメ2世の治世であり、それはつづく国王アルフォンソ4世の治世にもほぼ変わるところがなかった。すなわち、毎年1月の徴税発令、宿泊地提供義務か国王不在時の宿泊税かの決定、賦課対象の固定（コメンダドル、パイリア、両者の共同負担）、税額の固定化、さらに王太子宿泊税額は正確に王権のその3分の1になっている。とはいえ、即位当初から少なくとも1294年までの3年間は、賦課対象や税額にやや変動がみられる⁽⁵⁹⁾。テンプル騎士団領では、カンタビエハが800ソリドゥス（1293年のみ900ソリドゥス）、

以下カステリョーテ600ソリドゥス（1292年のみ800ソリドゥス）、アルファンブラ500ソリドゥス（1294年のみ）、ビジェル400ソリドゥス（1294年のみ）である（いずれもコメンダドールおよびバイリアの共同負担）。聖ヨハネ騎士団のアリアーガは一貫して600ソリドゥスである（コメンダドールおよびバイリアの共同負担）。複雑なのは、コメンダドールと領有下の集落がそれぞれ個別に賦課されたカラトラバ騎士団領である。すなわち、コメンダドール500ソリドゥス（1293年のみ）、アルカニス1,000ソリドゥス、アルコリーサ400ソリドゥス（1294年除く）、モンロージョ800ソリドゥス（1294年除く）、ファバーラ200ソリドゥス（1294年除く）、モリーノス400ソリドゥス（1294年除く）、エフルベ700ソリドゥス、マエーリャ500ソリドゥス（1294年のみ）である。サンティアゴ騎士団の場合は、モンタルバンが1,000ソリドゥスであったのが、1293年からコメンダドール個人が負担することになっている。

これが、1298年発令から1305年の要求分までの徴税リストになると、かなり簡略化されていて、税額も完全に固定されている⁽⁶⁰⁾。すなわち、テンプル騎士団領では、カンタビエハおよびカステリョーテはもはや含まれておらず、コメンダドールとバイリアとの共同負担でアルファンブラ400ソリドゥス、ビジェル400ソリドゥス、聖ヨハネ騎士団領では、同じく共同負担でアリアーガが300ソリドゥスと一貫して半額に減額されている。他方、カラトラバ騎士団領では、アルカニスとそのアルデアだけで2,000ソリドゥスを負担するかたちになっていて、サンティアゴ騎士団領では、コメンダドール個人が従来の半額にあたる500ソリドゥスを要求されるのみとなっている。とくにアルファンブラとビジェルのバイリアの徴税額400ソリドゥスは、同じくテンプル騎士団バイリアのエンシナコルバ（コメンダドール負担）、ノビーリャス（コメンダドールとバイリアとの共同負担）、サラゴーサ、ウエスカ（いずれもコメンダドール負担）、アンベル（共同負担）と同額になっており、合計2,800ソリドゥスを領主家産やバイリアの規模に関係なく均等に割ったものと想定される⁽⁶¹⁾。

1310年代については、王権のものはないが、王太子（ハイメ）の宿泊税リストが伝来する（1313～1319年）⁽⁶²⁾。アルファンブラおよびビジェルはそれぞれ133ソリドゥス4デナリウス、アリアーガは100ソリドゥスと見事なまでに王権のその3分の1に固定されていて、これは1314年分まではモンタルバンのコメンダドールが個人で負担した166ソリドゥス8デナリウスについても同様である。だが、ここにはもはや、カンタビエハとカステリョーテのバイリアばかりか、アルカニスとそのアルデアさえもが含まれていない。モンタルバンのコメンダドールもまた、登録されつづけてはいるものの、1315年徴税分から税額につづけて、そのつど国王特権により国王およびプロクラドール（この場合王太子）の宿泊税が免除されている旨が明記されるようになっていく⁽⁶³⁾。

14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換（足立）

つづく国王アルフォンソ4世の治世では、ほぼその在位期間をカバーする1328～1336年の徴税リストが数えられるが、もはや先王ハイメ2世の治世と賦課対象も税額もほぼ変わるところがない⁽⁶⁴⁾。ただ、ここでは、カンタビエハとカステリョーテ、ついでカラトラバ騎士団領（モンロージョ、エフルベ、ファバーラ、モリーノス、マエーリヤ、さらにはアルカニスとそのアルデア）がなぜ徴税リストに現れなくなったかが、それらが宿泊税（cencos Aragoneses in ausencia）ではなく来訪時の宿泊地提供義務（cencos Aragoneses in presencia）の負担対象のリストに連ねられていることから明確に説明される。たとえば、カンタビエハは、まさしく先王の徴税リストから姿を消す直前の1298年3月28日の国王特権によって、宿泊税の免除と当該地での王権の歓待に負担が変更されたことが、毎年リストにそのつど付記されている⁽⁶⁵⁾。なお、モンタルバンについては、もはやどこにもみあたらない。

後述するように、1349年に編纂されたビジェルのバイリア独自のカルチュレール『ビジェル緑書』（Libro verde de Villel）には、1338年頃から同書編纂時の1349年までの土地貸借文書群をベースに作成されたとおぼしき貢租目録が付されており⁽⁶⁶⁾、その末尾では、当該バイリアが毎年負担する宿泊税の税額とその分担内容が明記されている。税額はまさしく先のとおり王権が400ソリドゥス、総督（gobernador この場合王太子）が133ソリドゥス4デナリウスである。ビジェルの場合、いずれもコメンダドールとバイリアとが共同負担であるが、以上のうち、ビジェル本体は266ソリドゥス8デナリウス（全体の2分の1）、コメンダドールは総督向けの税額にひとしい133ソリドゥス4デナリウスを自ら負担し、バイリアを構成する3アルデアが残る133ソリドゥス4デナリウスをそれぞれ分担することになっている。すなわち、リオデバ66ソリドゥス8デナリウス、ビジャスタル44ソリドゥス6デナリウス、リブロス22ソリドゥス2デナリウスである⁽⁶⁷⁾。

3 領主制／共同体の構造変化と商品交換

1322年にカンタビエハのバイリアで生じた租税の分担をめぐる紛争の顛末は、きわめて興味深いものである。カンタビエハの誓約人フアン・デ・モンソンおよびペドロ・アルカラは同年6月15日、アンポスタ管区長マルティン・ペレス・デ・オロスの面前で次のように陳情した。すなわち、当該バイリアのあらゆる義務は各共同体のあいだで家屋戸数にもとづき（por casas）分担するよう規定されているが、国王・王太子の宿泊税や軍役代納税、それに類似のほかの租税（cena de rey o de infant o redempcion de huest o otras cosas semblantes）はカンタビエハがもっぱら負担するところとなっているので、カンタビエハ、ミランベル、トロンチョンの各共同体がそれぞれの家屋戸数にもとづき分担するべきだということである。陳情書の写しを受領したトロンチョンの誓約人フアン・ドミンゴとミランベルの誓約人バルトロメ・デ・

エフルベはいずれもこの陳情を無効とし、あくまでも財産査定額にもとづき（「ソリドゥスとリブラで」〔por sueldo e por liura〕）分担すべきだとする回答書を同月17日に送付している。これに同意できないカンタビエハとトロンジョンおよびミランベルとの主張は平行線をたどり、アンポスタ管区長は19日、向こう10年間は当該バイリアの全住人が財産査定額にもとづき担税し、当該期間満了後に家屋戸数にもとづく分担方式に戻すと裁定している⁽⁶⁸⁾。

「ソリドゥスとリブラで」を原則とする住人財産の査定は租税だけでなく、じつは領主の貢租収奪にもきわめて重大な影響をおよぼしている。そのあたりは、ビジェルのバイリアの村落ビジャスタルのケースに詳しい。少々時間をさかのぼろう。テンプル騎士団領有下の1264年、同地では20名のキリスト教徒入植者に向けて入植許可状が賦与されている。各入植者は、菜園の収穫物の7分の1、葡萄畑の収穫物の4分の1からなる定率貢租を負担するよう規定されている⁽⁶⁹⁾。だが、その4年後の1271年、同一の入植区画に対してあらためて賦与された入植許可状では、それまで負担したという全収穫の7分の1の定率貢租が入植者全体で集団的に負担するハカ貨200ソリドゥスに変更されている。ここでは、当初20名に分与された割当地が新たに17のキニオン（quinyon 割当地）に均等に分割されることになっているから、各キニオンが全体で200ソリドゥスを均等に分担することになったであろう⁽⁷⁰⁾。

ところが、これがアンポスタ管区統合後の1332年に同地の住人を二分する紛争の火種となっている。すなわち、一方の当事者は文字どおりの同地住人（herederos que son en el dito lugar de Bellestar）の一部であり、彼らは同地における財産すべてが貢租の分担にかかわるべきだと主張した。これに対して、彼ら以外の住人と、同村域に土地、財産、開墾地をもつ者（todos otros herederos que son en el dito lugar de Bellestar e detenedores e poseedores de las piezas e heredades e roturas sitiados en el termino del dito lugar）は自らの土地がそもそもキニオンに分割されたものではないから、各キニオンに割り当てられたいかなる貢租をも負担しないと主張したのである。コメンダドールの裁定は、前者の主張をいれて村域内のあらゆる土地、財産、開墾地は200ソリドゥスの貢租を分担しなくてはならないというものであり、以後全住人は、よき人びとの財産査定（estimacion de hombres buenos）により、「ソリドゥスとリブラで」の原則にそくして分担することとされている⁽⁷¹⁾。

前述のように、『ビジェル緑書』末尾の宿泊税の分担リストでは、ビジャスタルは44ソリドゥス6デナリウスを割り当てられている。共同体内部の租税と貢租のそれぞれの配分原則は不明である。けれども、村落単位で共同負担するものであるかぎり、少なくとも共同体の側からすれば、租税であれ貢租であれ、納付先が異なるほかは、いずれも同一の財産査定にもとづいていて貨幣納という点でも大きな差異はなかったかもしれない。いずれにせよ、租税と貢租との関係をより深く検討するために、ビジェルのバイリアにかかわる次の二つの史料を突き合わせてみよう。す

なわち、一つは、1342年のテルエルとそのアルデアのモラベディ徴収記録である。前述のようにビジェルとアルファンブラのバイリアはテルエルと同一の徴税人の管轄であったから、その末尾の第117葉～125葉にはそれら二つのバイリアの担税者目録が付されている（それぞれ第117葉～121葉裏、第121葉裏～125葉）⁽⁷²⁾。いま一つは、前述のカルチュレール『ビジェル緑書』末尾の貢租目録である（452～472頁）⁽⁷³⁾。カルチュレール全体の編纂は1349年であるが、これは同年に一挙に行われた実地検分の所産ではない。本体に筆写されているのは、土地貸借文書にかぎれば前任コメンダドール在任時の1337年までのものばかりであり、貢租目録は事実上、本体には筆写されていない1338～1349年の土地貸借文書の要録で構成されているのである。それゆえ、やや時間的な幅こそあれども、前者のモラベディ徴収記録とほぼ同時期のものとみなしてよいであろう。

まず、モラベディ徴収記録の概要を整理しておこう。ビジェルを筆頭に当該バイリアの実際の徴税業務を担った徴税人（cogedor）は、ビジェル住人ファン・サンチェス・デ・ウンカステーリヨとなっている。前述のように、モラベディは70ソリドゥス（10マラベディ）以上の査定額の財産をもつ者が一律7ソリドゥス（1マラベディ）を負担するので、村落ごとに人名が列挙されるばかりである。各頁の末尾には人数＝モラベディ数の頁合計（suma plana）が付され、ひとまずそれらを合計した、「申告済みで」判明な者の合計（suma de claros）が明記される。これにつづくのが「疑わしい者」（dubdantes）のリストである。列挙された人名の直前・直後には、次のような文言がみられる。直前にみられるのが「なし」（nichil）であり、これは財産査定額が基準額に満たず、負担を免れていることを示す。直後にしばしば異なる手・インクで付されるのが、「判明」、「宣誓」（juro）、わずかながら「剃髪（聖職者）」（coronado）である。「宣誓」は自らの財産が基準額に満たないことを宣誓した者であり、負担を免れたことになる。「剃髪」はまさしく直前の「なし」の事由の一つである。こうして各村落のリストの末尾に総合計（suma mayor）と、王権の取り分となる2分の1にあたる数値がそれぞれ明記される。ただし、合計はいずれも列挙された人数そのままの合計ではなく、「判明な者」（claros）と「査定・申告された疑わしい者」（dubdantes declaridos e trobas）との合計である⁽⁷⁴⁾。これが一村のモラベディ額ということになる。

各村落のモラベディ合計は、ビジェルが232(254)⁽⁷⁵⁾、ビジャスタル18(25)⁽⁷⁶⁾、リブロス4(5)⁽⁷⁷⁾、リオデバ43(58)⁽⁷⁸⁾、しめて297(342)である（括弧内は登録数）。その半分の148.5が王権への納付分、残る148.5が領主留保分である。したがって、ソリドゥス換算で全体の徴収額が2,079ソリドゥス、王権納付分・領主留保分がそれぞれ1,039ソリドゥス6デナリウスとなる。10年前の1332年のモラベディ領収証ではそれぞれ2,324ソリドゥス、1,162ソリドゥスであったから、35モラベディもの減少をみていることになる。

もっとも、ここでは次の点に注目したい。すなわち、リストに先立ち、同年のフステシアのマルティン・デ・ラ・バルバ、誓約人のラサロ・デ・ラ・バルバ、それら要職の選出母体であるよき人びとのガルシア・ペレス・デ・クブラ、公証人ミゲル・ビセンテ、ドミンゴ・ベルナベ、マルティン・ベリードは、コメンダドールのロペ・フェルナンデス・デルナとともに徴収発令に同意すると、よき人びとが（未申告の）住人財産を査定、同地住人を徴税人に任命して、あくまでもコンセホ主導で徴収を行い、王権と領主とにそれぞれ総額の2分の1を納付する⁽⁷⁹⁾。それはもはや、領主が徴収した租税の半分を王権と分け合うのではなく、領主支配下の共同体が自ら王権と領主とに租税を納付するというかたちになっているのである。なお、彼らコンセホ要職者はみな「判明」である。コンセホ当局を構成する有力家族の出身者なのだから、当然というべきか。

ついで『ビジェル録書』の貢租目録に目を転じよう。これは、ビジェルおよびビジャスタルのみ目録となっていて、リオデバもリブロスも含まれていない。もっとも、ビジャスタルは前述のとおり200ソリドゥスの集団的貢租を負担する旨が記載されているのみなので（クリスマスに納付）⁽⁸⁰⁾、事実上ビジェルのみ目録目録といつてよい。全体は納付期日（聖ミカエル、クリスマス、謝肉祭、花の復活祭）、各貸借地が所在する村域内の区域、貢租内容（貨幣、穀物、ロウ、雌鶏）、ルイスモ＝ファディーガ（luísmo-fadiga 貸借地売却時に領主優先買い戻し、または「譲渡税」支払い義務を帯びた契約）の有無によって分類されており、分類項目ごとに保有者名、貸借地、貢租内容がそれぞれ列挙されている。また、各頁末尾の合計、分類項目ごとの合計、さらに最終頁に徴収品目別の全体合計が記されていて、その最末尾には前述のように国王および総督の宿泊税の負担額が、ここだけビジェルとそのアルデアの分担分とともに明記されており、バイリア全体を対象とする領主の会計記録のようにみえなくもない。

徴収品目別の合計は、645ソリドゥス4.5デナリウス、ロウ10リブラ3クアルタロン、雌鶏13羽、小麦7.5ファネーガ、大麦2ファネーガである。このうちビジャスタルの200ソリドゥスを差し引いた445ソリドゥス4.5デナリウスがビジェルからあがる貨幣貢租収入の合計である。貸借地の地目の大半は葡萄畑（vinya）、新規葡萄作付地（quincha）、菜園（huerto）、家屋（casa）で、一部ロウと雌鳥を含むもののほぼ貨幣納である。これに対して耕地（pieza）はわずかに12件で、これも1件を除いてすべて貨幣納である。穀物貢租を負担したのはもっぱら、「聖ミカエルの祝日の穀物貢租」（Açensales de pan de sant Miguel）という分類項目にまとめられた、ラ・カニャーダという区域のキニオン、耕地、家屋の保有者に限定される（9件）⁽⁸¹⁾。貸借地に占める葡萄畑の比重の高さは特筆すべきものがあり、プラノ・ファン・カマーラやバル・デ・ガルシアといった区域を中心に50件を数えるばかりか⁽⁸²⁾、ラ・チャルテラでは葡萄栽培に特化された区域を生み出すべく全域にわたって葡萄の

14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換（足立）

作付けが行われている（49件）⁽⁸³⁾。むろん、これらはすべて貨幣納である（後者にいたっては当初から全体で100ソリドゥスの納付をみこんで土地が均等に分与されている）。

前述のようにやや複雑な分類原則をとっているせいで、複数の貸借地を保有する同一の人物が各所にばらばらに記載されている。たとえば、ファン・マルコは、セリエーリャおよびトレホンの菜園（10デナリウス）、バル・デ・ガルシアの葡萄畑（4ソリドゥス）、モリーノ（水車）街区の家屋（6デナリウス）、ふたたびバル・デ・ガルシアの葡萄畑（22デナリウス）、プラサ（広場）街区の家屋（3ソリドゥス）がすべて異なる分類項目に登録されている⁽⁸⁴⁾。この点に留意して保有者を数えてみると、さしあたり何某の子たちといったケースも1人と数えて、少なくとも144人となる。そのうち前述のモラベディ徴収記録に現れる者は先のファン・マルコを含む51人で、テルエルで納付するという靴工ペロ・ルエスタを除いて「なし」「宣誓」が併せて4人、差し引き47人が担税者であった計算になる。貢租目録の中身に多少の時間幅があることを考慮に入れて、人名系統から明らかに親族とおぼしい者を拾っても24人が加算されるにすぎない。となると、144人中69人は、モラベディ徴収記録に登録さえされていないことになる。

ここでは次のような解釈ができようか。第1に、それら69人は、モラベディ負担の基準となる70ソリドゥスの財産査定額に満たない住人であった。徴収記録では「なし」「宣誓」として登録そのものはされるはずだから、これはどうも考えがたい。第2に、それらは、ビジェル村域内で領主から貸与された財産をもつだけで、主要家屋をもつ、あるいは年間の大半を過ごすのは別村落である人びとであった。これは十分に考えられそうである。第3は、そもそも土地貸借によって発生する貢租を負担しない住人が相当数いた。すなわち、232/254人の担税者／登録者のうち、貢租目録から51人しか同定できず、親族とおぼしき者を加えても75人で、残る179人が貢租目録には出てこないとなれば、それらのうち少なくとも157人は70ソリドゥス以上の財産をもつ一方で、領主に対する貢租は負担しなかったということである。双方に登録される者の場合は逆に、貢租目録中の貸借地はその財産の一部をなすものにすぎなかったことになる。

となれば、ビジャスタルの200ソリドゥスは書かれるのに、リブロスはともかく43/58人がモラベディ徴収記録に登録されるリオデバが貢租目録でいっさい言及されないのは、貢租目録の不備・欠落によるものではなく、もはやリオデバで土地貸借に由来する貢租が発生しなかったからではないか。さらに最末尾に毎年負担するバイリア全体の宿泊税の支出額が明記されるのに、あくまでも土地貸借に由来する貢租収入のみの目録となっているのは、やはりその不備・欠落によるものではなく、もはやバイリア固有の家政収入のうち、少なくとも負担額が一定期間固定されていて毎年予測可能な最低限の収入が、各住人を（コンセホを通さず）個人レヴェルで

収奪できる貢租以外にないからではないか。7年周期とはいうものの、モラベディの言及がないのはなぜか。それは前述のように、もはやコンセホが自ら財産査定し、自ら徴収し、総額の半分を王権の徴税人と、残る半分を領主、ただしコメンダドールではなく本当の意味での領主であるアンポスタ管区長の徴税人と自ら納付するものであったからである⁽⁸⁵⁾。ここでは、領主制はもはや、自領の土地にねざした収入以上に、コンセホそのものに対する王権の直接的な租税収奪に寄生するようになっているのである。

こうして住人の負担は、個別的な土地貸借を除けば、いずれもコンセホを窓口として、それどころか事実上コンセホによって賦課される、すぐれて公的な負担という性格を帯びることになる。それは経済的には、コンセホが住人に以下を同時に強いることを意味する。すなわち、全面的に貨幣納化された負担を履行するためのあらゆる生産物の換金と、バイリア域内市場における生産物、わけても食糧の十分かつ安定的な供給である⁽⁸⁶⁾。もっとも、それらを両立させるのは至難の業である。もしバイリアが外部から遮断された閉鎖回路であったとしたら、域内市場の供給が保証されても、貨幣は収奪されるがまま流出する一方である。逆にバイリアが外部に両手を広げた開放的な回路であったとしたら、貨幣需要は満たされるかもしれないが、生産物の域外流出は免れない。もとより基本財の安定供給、すなわち域内価格を安価に維持して住人の生存権を保証しようとするあらゆる政治的措置は、域外からみればむしろ財の持ち出しに有利な条件とみなされかねない。穀物の公定価格の設定とか自前のワインの保護政策とか、コンセホ当局がそのつど微妙な舵取りを迫られたのはそのせいである⁽⁸⁷⁾。その意味では、商品交換は共同体の安寧を維持するうえで本来忌避すべきものであるが、それなしには共同体そのものが立ち行かないというパラドックスに陥っているのである。

誓約人によって任命され、まさしくコンセホ当局の一席を占める公証人が一貫して使用した契約書式には、そうしたパラドックスが如実に反映されているようである。アラゴン王国初期の公証人登記簿『1277年から1302年までのビジェル（テルエル）の公証人マニュアル』には、商品交換にかかわる証書群が一定数含まれている。商品交換にかかわるとやや曖昧に表現するのは、それらがすべて、財の売却・購買を字義どおり表現するのではなく、納品や代価支払いがいかなる時点で行われるにせよ、つねに売主／買主のいずれかが他方に対して財貨を負うとする、金銭貸借契約に由来する書式で書かれているからである⁽⁸⁸⁾。それは、テキスト生成論的には、公証人が用いる書式ストックの限界と説明すべきものである。だが、そこには、既存の秩序の一端を担う公証人に課せられた政治的かつ文化的な圧力のようなものをみることもできる。共同体の安寧を揺るがせにしかねない商品交換の当事者は、売主／買主ではなく、あくまでも借主／貸主でなくてはならない。それは、共同体成員一般が、王権に対する負債（租税）、領主に対する負債（「租税＝貢租」）、

14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換（足立）

コンセホに対する負債（「租税」）を介して、既存の秩序に服するのと同じことである。それらはあらゆる財の商品化をいよいよ不可避なものにするが、共同体にとって本質的に忌避されるべき商品交換の当事者は、共同体の成員であるかぎり、同じように負債を抱える者として処理されて、既存の秩序に服することが望まれたのである。

おわりに

冒頭で述べたように、国王ペドロ3世によって強権的に推進された新旧もろもろの通常・臨時租税の拡大と増強は、既存の局地的特権を盾にする聖俗貴族・都市の組織的抵抗を呼び起こさずにはいなかった。だが、13世紀中葉から現実的に導入された一連の租税は、先王ハイメ1世治世末期のそれであるかぎり慣習にかなうものとして受容されたばかりか、14世紀前半には全面的に定期化かつ貨幣納化され、アラゴン南部における聖界領と、領主支配下の共同体に不可逆的と形容してよい変化をもたらしている。おもな通常租税としてモネダティクムと宿泊税を賦課された、テンプル騎士団、ついで聖ヨハネ騎士団アンボスタ管区に統合されたアルファンブラ、カンタピエハ、カステリョーテ、ビジェルといったバイリア群もそれを免れることはなかった。

一連の租税はもっぱらバイリア単位で集団的に賦課されたから、バイリアを構成する主要村落が要求額をそれぞれ分担するというかたちがとられた。実際の徴税・納付は領主ではなく、あくまでも領主支配下の共同体に帰せられる責務であり、個々の村落住人は、コンセホによって「ソリドゥスとリブラで」査定された財産規模に応じて、その負担を配分されたのである。これは、ビジェルのバイリアの一村落ビジャスタルのように、領主が村落単位で賦課した貢租の場合にも同様にあてはまる。となると、個々の住人が負担するのは、国王の租税であれ領主の貢租であれ、いずれもコンセホの財産査定にもとづき、コンセホによって賦課される、すぐれて公的な「租税」としての性格を帯びることになる。この点で、王権と領主とのあいだで徴収額が折半されるモラベディは、租税と貢租との境目をますます不明瞭なものにせずにはおかない。それは、コンセホの徴税人が70ソリドゥス以上の財産規模と査定された全住人から徴収し、手ずからその半分を王権に、残る半分を領主にそれぞれ納付するものだったからである。そこでは、領主はもはや、コンセホに対する王権の直接的な租税収奪に寄生するばかりになっているのである。

こうして、コンセホは、もっぱら貨幣納化された租税＝貢租収奪に対処するための貨幣需要と、生産物、なかでも食糧の域内安定供給を同時に満たす必要に迫られる。後者は、コンセホ当局を独占する有力家族の寡頭支配を正当化すると同時に、もはや自らが賦課するものと化した租税＝貢租を住人一般に分担させるためにも欠

かすべからざる責務である。ここに、食糧の域外流出を招きかねない商品交換を理念上忌避しながらも、現実にはあらゆる生産物の換金をつうじて商品交換に依存するほかないという、いかにもパラドキシカルな財貨の流通回路が否応なしに生み出される。それはむろん商品交換発生の契機ではないが、あくまでも個々の共同体が自らの政治的かつ経済的な利害にそくして独自に構築した回路だから、自らの回路とは別の無数の回路を含む、財貨の奔流そのものではない。それどころか、それはおよそ制御不可能な財貨の奔流に抗して、その尖端をどうにか組織化しようとしたものであって、それ自体、王国統一市場創出の試みと挫折にもかかわらず、財貨の奔流が顕在化してもはやとどまることを知らないことを示すものなのである。

註

- (1) 本稿で使用される略記号は次のとおりである。ACA: Archivo de la Corona de Aragón; AHN: Archivo Histórico Nacional; AMT: Archivo Municipal de Tronchón; BRAH: Biblioteca de la Real Academia de la Historia; CTEM: A. J. Gargallo Moya, *El concejo de Teruel en la Edad Media, 1177-1327*, 4 vols., Teruel, 1996-2005, t. 4: Documentos; DJI: A. Huici Miranda y M. D. Cabanes Pecourt, *Documentos de Jaime I de Aragón*, 5 vols., Zaragoza, 1976-1988; DJIA: M. D. Cabanes Pecourt, *Documentos de Jaime I relacionados con Aragón*, Zaragoza, 2009; OM: Órdenes militares; PCRACB: M. Alvira Cabrer, *Pedro el Católico, Rey de Aragón y Conde de Barcelona (1196-1213). Documentos, testimonios y memoria histórica*, 3 vols., Zaragoza, 2010.
- (2) J. M. Lacarra, La repoblación de las ciudades en el camino de Santiago: su trascendencia social, cultural y económica, *Las peregrinaciones a Santiago de Compostela*, Madrid, 1948, 3 vols., t.1, pp. 465-497; id., La repoblación del camino de Santiago, *La reconquista y repoblación del país*, Zaragoza, 1951, pp. 223-232.
- (3) J. M. Lacarra, Les villes-frontière dans l'Espagne des XI^e et XII^e siècles, *Le Moyen Âge*, 69, 1963, pp. 205-222.
- (4) セスマ・ムニョスの商業にかかわる主要論文を集めた論文集として、J. Á. Sesma Muñoz, *Revolución comercial y cambio social. Aragón y el mundo mediterráneo (siglos XIV-XV)*, Zaragoza, 2013.
- (5) J. Á. Sesma Muñoz y C. Laliena Corbera (ed.), *Crecimiento económico y formación de los mercados en Aragón en la Edad Media (1200-1350)*, Zaragoza, 2009; C. Laliena Corbera y M. Lafuente Gómez (ed.), *Una economía integrada. Comercio, instituciones y mercados en Aragón, 1300-1500*, Zaragoza, 2012; ids. (ed.), *Consumo, comercio y transformaciones culturales en la Baja Edad Media: Aragón, siglos XIV-XV*, Zaragoza, 2016.
- (6) C. Laliena Corbera, El desarrollo de los mercados en una economía regional: el Bajo

14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換（足立）

Aragón, 1250-1330, *Crecimiento económico y formación de los mercados en Aragón en la Edad Media (1200-1350)*, Zaragoza, 2009, pp. 187-231; J. Medrano Adán, Poblamiento, ferias y mercados en el Maestrazgo turolense, siglos XIII y XIV, *ibid.*, pp. 123-185; J. M. Ortega Ortega, Mercado sin competencia: poblamiento, trashumancia y escenarios de intercambio en el horizonte de 1300. El caso del Aragón meridional, *ibid.*, pp. 277-318; J. Á. Sesma Muñoz, Del Cantábrico al Mediterráneo: la vía fluvial del Ebro, *ibid.*, pp. 25-61; C. Villanueva Morte, Entre Aragón y Valencia: Teruel y el Alto Palancia en los intercambios mercantiles de la Plena y Baja Edad Media, *ibid.*, pp. 233-274; A. Rubio Vela, Trigo de Aragón en la Valencia del trescientos, *ibid.*, pp. 319-367.

- (7) C. Laliena Corbera, Transformación social y revolución comercial en Aragón: treinta años de investigación, *Una economía integrada. Comercio, instituciones y mercados en Aragón, 1300-1500*, Zaragoza, 2012, pp. 15-18.
- (8) E. Sarasa Sánchez (ed.), *El Privilegio General de Aragón. La defensa de las libertades aragonesas en la Edad Media*, Zaragoza, 1984, p. 84: « Item, las onores de Aragón que tornen a las caballerías segund que eran al tiempo quel senyor rey don Jayme finó; et los ricos omnes que ayan las pagas a San Miguel con lures colonias e sus azembas segund que avien usado antiguament e costumpnado, salvo que todos los de los villeros de Aragón den e paguen segund que costumpnaron en tiempo quel senyor rey don Jayme finó, es saber peytas, cavallerías, senas, acembas, colonias, tributos, huest e monedage; en todas las otras cosas que finque salvo a los de los villeros lures privilegios segund que demandado fue ».
- (9) たとえば、国王ペドロ2世がアラゴン連合王国内のテンプル騎士団領に賦与した1202年の包括的な特権文書では、次のような租税の全面的な免除がうたわれている。PCRACB, doc. no. 317 (1202, II, 20): « nullam questiam vel peitam, nullam toltam vel forciam, nullam ostem vel cavalcatam vel appellitum, vel eorum redemptionem aliquam nullumque in alium servicium, vel demanda nullumque bovaticum, vel monetaticum, nullumque herbaticum vel carnangium, nullumque censium vel usaticum, nullamque lezdam vel consuetudine vel portaticum, novam vel veterem constituta vel constituendam, nullamque aliam exactionem regalem aut vicinalem, vel aliquaqm aliam que dici vel nominari possit ».
- (10) A. J. Gargallo Moya, *El Concejo de Teruel en la Edad Media, 1177-1327*, 4 vols., Teruel, 1996-2005.
- (11) カラトラバ騎士団領アルカニスについては、C. Laliena Corbera, *Sistema social, estructura agraria y organización del poder en el Bajo Aragón en la Edad Media (siglos XII-XV)*, 1.^a edición: 1987, 2.^a edición revisada y ampliada: 2009. サンティアゴ騎士団領モンタルバンは、R. Sáinz de la Maza Lasoli, *La Orden de Santiago en la Corona de Aragón. La encomienda de Montalbán (1210-1327)*, Zaragoza, 1980; ead., *La Orden de*

Santiago en la Corona de Aragón. La encomienda de Montalbán bajo Vidal de Vilanova (1327-1357), Zaragoza, 1988. テンプル／聖ヨハネ騎士団領をめぐっては、依然として個別の論考を数えるのみであるが、アラゴン南部のテンプル騎士団四大バイリア（アルファンブラ、カンタビエハ、カステリョーテ、ビジェル）のうち、カンタビエハおよびカステリョーテについては、12世紀末のバイリア成立期から1317年以降の聖ヨハネ騎士団アンボスタ管区統合後までを含めて、以下のような論考が挙げられる。E. Benito Ruano, *La encomienda templaria y sanjuanista de Cantavieja (Teruel), Homenaje a don José María Lacarra de Miguel en su jubilación del profesorado*, 5 vols., Zaragoza, 1977, t. 3, pp. 149-166; M. L. Ledesma Rubio, *La colonización del Maestrazgo turolense por los templarios, Aragón en la Edad Media*, no. 5, 1983, pp. 69-94. 近年では、2009年にサンドラ・デ・ラ・トーレ・ゴンサロが同地域唯一のテンプル騎士団バイリア・カルチュレールであるカステリョーテのカルチュレールを刊行したのに併せて、テルエル地方マエストラスゴ研究センター発行の論集『バイリアス』で、テンプル騎士団時代のカステリョーテをめぐるとの特集が2010年に組まれている。Bayllas. *Miscelánea del Centro de Estudios del Maestrazgo Turolense*, no. 7: *El Temple en Castellote. Las incógnitas sobre su castillo*, 2010. とくにカンタビエハについては、サラゴサ大学のフランシスコ・ビセンテ・ナバーロが聖ヨハネ騎士団時代の同バイリアをめぐるとの学位論文を準備中であり、これまでも中間報告にあたるいくつかの論考をものしている。F. Vicente Navarro, *La Bailía de Cantavieja en la Edad Media. Un proyecto de tesis doctoral*, Bayllas. *Miscelánea del Centro de Estudios del Maestrazgo Turolense*, no. 6, 2009, pp. 5-17; id., *Las actividades económicas de la encomienda de Cantavieja en la frontera entre Aragón y Valencia (siglos XIII-XV), La historia peninsular en los espacios de frontera: las "Extremaduras históricas" y la "Transierra" (siglos XI-XV)*, Cáceres-Murcia, 2012, pp. 279-294; G. Navarro, C. Villanueva y F. Vicente, *Las órdenes militares en el reino de Aragón. Un análisis concreto sobre la bailía de Cantavieja, Cuadernos del Centro de Estudios de Monzón y Cinca Medio*, no. 41, 2015, pp. 65-77. 他方、ビジェルについては、わずかにマリア・ルイサ・レデスマ・ルビオの論考が挙げられるばかりである。M. L. Ledesma Rubio, *La formación de un señorío templario y su organización económica y social. La encomienda de Villel, Príncipe de Viana*, no. 2-3, 1986, pp. 441-462.

- (12) 前註 (8) に掲げた「アラゴン総特権」の該当条項を参照。
- (13) たとえば、テルエルの場合は、テルエルそのものは免除される一方、85にもおよびそのアルデア (aldeas 属域村落) が12,000ソリドゥスを集団的に負担し、3回にわたって分割納付することとなっている。CTEM, doc. no. 31 (1258, VI, 16), 154 (1281, VI, 21).
- (14) C. Laliena Corbera, *El impacto del impuesto sobre las economías campesinas de Aragón en*

14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換（足立）

visperas de la Unión (1277-1283), *Dynamiques du monde rural dans la conjoncture de 1300: échanges, prélèvements et consommation en Méditerranée occidentale*, Rome, 2014, pp. 561-604.

- (15) PCRCAB, doc. no. 583 (1205, XI, [30]): « nullus infançones nec infançona, nullus homine nec femina de militia seu de Hospitali Sancti Iohannis fuerit seu de Militia Templi seu de monachis albis vel nigris vel de monachibus albis vel nigris vel alia aliqua religione vel ordine fuerint se possit extrahere vel audeant excusare qui donet nobis legaliter vel fideliter de omnibus qui habuerint monetaticum iuxtam formam scriptam ».
- (16) DJI, doc. no. 238 (1236, X, 15): « omnes habitantes pro singulis domibus valentes sumam decem aureos vel ultra, de septenio in septenium vobis et heredibus et successoribus vestris dare unum morabetinum tantum modo teneantur ».
- (17) ACA, Cancillería, registro 304, f. 145 (1302-1303): « Primerament que de toda persona homne ó mullier christiano ó moro ó christiana ó mora que aja bienes por sí que valgan LXX solidos de jaccenses ayades vnum morabeti tan solament çoes asaber VII solidos de jaccenses por morabeti ».
- (18) ハイメ 1 世は1269年 6 月、アルコス・デ・ラス・サリーナスをテルエルに賦与し、一群のアルデアの一つに加えることを認めたが、同地の国王塩田とそこからあがる塩（salinas nostris eiusdem ville et sale ipsarum）は自らの手元にとめおいている。ペドロ 3 世が1277年 6 月にテルエルに発給した王令はまさしく、同塩田の塩の強制購買にかかわるものとなっている。すなわち、国王役人（custos）はテルエルの 2 人のよき人びとをとめない、禁令品（独自に輸入されたカスティーリャ産の塩）とその運搬家畜を調査・没収すること、テルエル住人がサラセン人との戦争ほかの事由により同塩田の塩の購買におよびえない場合、3,000ソリドゥスを代納することというのがそれである。なお、ここには併せて、テルエルの初穂納入を王権に自発的に差し出すことも命じられている（初穂納入の収奪）。CTEM, doc. no. 81 (1269, VI, 17), 116 (1277, VI, 18).
- (19) テルエルとそのアルデアは、1279年 7 月に全体で130,000ソリドゥスと牡羊1,560頭を負担している。CTEM, doc. no. 135 (1279, VII, 13).
- (20) 全体では、テルエルのウィラ住人が2,500ソリドゥス、そのアルデアすべてで13,000ソリドゥスが賦課されている。CTEM, doc. no. 117 (1277, IX, 22).
- (21) 騎士団領は原則として一律1,000ソリドゥスを要求されている。すなわち、アルカラ・デ・ラ・セルバ（ラ・ソーヴ・マジュール修道院に帰属するサンタ・マリア・デ・エヘア教会傘下の同名の騎士団の本拠地）、テンプル騎士団領のアルファンブラ（600ソリドゥスに減額）、カンタビエハ（700ソリドゥスまで減額されるも800ソリドゥスに増額）、ビジェル（500ソリドゥスに減額）、聖ヨハネ騎士団領のアリアーガ、カラトラバ騎士団領アルカニスのエフルベ（500ソリドゥスに減額）がそれである。

- ACA, Cancillería, registro 46, f. 49v (1280, X, 23).
- (22) C. Laliena Corbera, Licencias para la exportación de cereal de Aragón y Cataluña a mediados del siglo XIII, *Aragón en la Edad Media*, no. 20, 2008, pp. 445–456.
- (23) C. Laliena Corbera, El impacto del impuesto sobre las economías campesinas de Aragón en vísperas de la Unión (1277–1283), *Dynamiques du monde rural dans la conjoncture de 1300*, Rome, 2014, pp. 561–604.
- (24) E. Sarasa Sánchez, *El Privilegio General de Aragón*, pp. 86–87: « peages nuevos que non sean dados, especialment de pan e de vino que lievan con bestias, nin de ninguna moneda nin de ningunas otras cosas que usadas non fueron de dar peage en Aragón ». 「新たな通行税」は、「アラゴン総特権」のなかで先例がないということとくに問題視されている。
- (25) *Ibid.*, p. 82: « el senyor rey observe e cofirme fueros, costumpnes, usos, privilegios e cartas de donaciones e de camios del regno de Aragón e de Valencia e de Ribagorça e de Teruel ».
- (26) *Ibid.*, pp. 82–83: « todos los del regno de Aragón usen como solían de la sal de qual que más se querrán de los regnos e de toda la senyoría del senyor rey de Aragón de aquella que más se querrán; et quend vendan los qui salinas an assí como solían antigament; et aquellos qui per fuere vendieron sus salinas e se tienen por agreviados que las cobren e que usen de aquéllas como solían, ellos empero tornando el precio quend recibieron ».
- (27) *Ibid.*, p. 83: « del feito de la quinta que nunqua se díe en Aragón fueras por priegos a la vuest de Valencia, que d’aquí adelant nunqua se die de ningún ganado ni de nenguna cosa ».
- (28) *Ibid.*, p. 84: « todos los de los villeros de Aragón den e paguen segunt que costumpnaron en tiempo quel senyor rey don Jayme finó, es asaber peytas, cavallerías, senas, acemblas, colonias, tributos, huest e monedage ».
- (29) *Ibid.*, p. 86: « las cartas que salrran del escrivanía del seynor rey que ayan precio convinent ».
- (30) *Ibid.*, p. 86: « los escrivanos e los corredores de las ciudades e de las villas sean puestos por los iurados e por aquellos que costumpnaron de meterlos menos de treudo segunt que avían husado antigament ».
- (31) *Ibid.*, p. 86: « de las alfondegas que no y vayan a posar christiano ni moro si non sequieren ».
- (32) *Ibid.*, pp. 86–87: « peages nuevos que non sean dados, especialment de pan e de vino que lievan con bestias, nin de ninguna moneda nin de ningunas otras cosas que usadas non fueron de dar peaje en Aragón; e que los peages que tornen e que se prengan en aquellos lugares que antigament se solían preñar e no en otros; et los omnes que vayan por los caminos que vayan por quales lugares queren, dando todo su drecho al seynor rey o aquellos que avrán el peaje de todas aquellas cosas de dar devran ».
- (33) DJIA, doc. no. 27 (1228, X, 23): « non demandemus aliquo tempore monetaticum in

14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換（足立）

Montealbano aliqua causa vel ratione, set dictum monetaticum quomodocumque facere velitis aut facere oportebit nostro regno concedimus vobis accipiendum, levandum, iactandum ».

- (34) DJIA, doc. no. 225 (1270, VII, 1): « habeatis, colligatis et recipiatis et colligi ac recipi faciatis imperpetuum totum monedaticum Montisalbani et omnium aldearum Montisalbani eo tempore quo nos faciemus colligi et recipi monedaticum in Aragone ».
- (35) ACA, Cancillería, registro 40, f. 34 (1277, X, 11).
- (36) ACA, Cancillería, registro 51, f. 14 (1284, VI-VII).
- (37) ACA, Cancillería, registro 304, f. 24 (1302, XII, 13). サンチョ・デ・アグイスは1303年8月11日、テンプル騎士団が1295年に交換によってアラゴン家のペドロ・アルタルから獲得したラ・ヒネブローサからも、それまで貴族ペドロ・アルタルが領有していたので免除されていたが、もはや騎士団領となったのだからという理由で、同年諸聖人の祝日に納付するよう通達している。Ibid., f. 24v (1303, VIII, 11). ラ・ヒネブローサの交換文書は、AHN, OM, carpeta 653, no. 3 (1295, V, 9).
- (38) ACA, Cancillería, registro 304, f. 42-42v (1309 ?).
- (39) Ibid., f. 50 (1309 ?).
- (40) Ibid., f. 64 (1315, XI, 20).
- (41) Ibid., f. 64v (1315, II, 11), 64v-65 (1315, V, 26).
- (42) Ibid., f. 75 (1315, XI, 20), 77 (1315, XI, 20).
- (43) Ibid., f. 77 (1317, VI, 11). 旧テンプル騎士団領の聖ヨハネ騎士団アンポスタ管区への統合は、公式には1317年6月10日のローマ教皇ヨハネス22世の勅書をそれとするが、実質的にはバイリアによって多少の偏差はあるものの同年末までもちこされたようである。たとえば、テンプル騎士団解体に最も頑強に抵抗したカンタビエハのバイリアでは、1317年12月30日にカラタユーおよびカンタビエハのプレケプトル（コメンダドル）でアンポスタ管区長の代理をつとめたサンチョ・デ・オロスが、当該バイリアの各集落の代表者（カンタビエハ6人、ビジュアルエンゴ2人、イグレスエラ・デル・シッド3人、ラ・クバ2人、カニャーダ・デ・ベナタンドゥス2人、トロンチョン1人）の面前に、件の教皇勅書と、同じく統合を旨とする国王証書を提示し、バイリア住人からの臣従礼を獲得している。AHN, Códice 660, pp. 16-18 (1317, XII, 30).
- (44) Ibid., f. 99 (1321, XII, 23). だが、サンチョ・デ・アグイスが納付までに死亡したために、ペドロ・グアルディエラなる新たな徴収人が任命されている。Ibid., f. 99v (1321-1322).
- (45) Ibid., f. 93 (1321, XII, 23).
- (46) ACA, Cancillería, registro 538, f. 35 (1329, VII, 25).
- (47) Ibid., f. 47 (1329, VII, 25).

- (48) Ibid., f. 50 (1329, VII, 25).
- (49) Ibid., f. 52 (1329, VII, 25).
- (50) BRAH, M-80, f. 26 (1332, V, 7): « en el dito lugar de Villed e de Villastar e de Riodeua e de Libros assi de claros como de apurados trezientos trenta dos morauedises de los quales vinien a la part pertenecient del senyor rey ciento sixanta seys morauedises de los quales son los ciento cuaranta ocho morauedises claros e los dizeocho morauedises apurados los quales ditos CXLVIII morauedises claros XVIII morauedises apurados atorgo que yo en uoz e en nombre del dito senyor rey recebi del cogedor del dito morauedi puesto por mi a la part pertenecient al dito senyor rey en el dito lugar de Villed e de su baylio ».
- (51) AHN, Códice 648, no. 462, p. 387 (1260. XII, 10): « Exceptado la sennoria e la eglesia con decima e con primicia et el forno et el molino con sus aguas et sus açudes e sus çequias e pecheras et aguaduchos, et huest et cavalgada et cena de rey et de inffant et de procurador de regno, qualquier ora el rey a los de Villed la demande que vos seades tenidos de pagar en la partida del comendador a razon de los homes de Villed ».
- (52) ACA, Cancillería, registro 8 (1252-1261).
- (53) ACA, Cancillería, registro 51, f. 21 (1284, VII, 11).
- (54) Ibid., f. 22 (1284, XII, 26). リナレス、プエルトミンガルボ、カステルビスパルはバレンシア王国のラル貨の流通圏ながらハカ貨で納付することになっている。なお、テルエルのアルデア共同体は8,000ソリドゥスを要求されている。
- (55) L. González Antón, *Las Uniones aragonesas y las Cortes del reino (1283-1301)*, vol. II: Documentos, Zaragoza, 1975, pp. 82-83.
- (56) ACA, Cancillería, registro 68, f. 13v-14v (1286, IV, 18).
- (57) Ibid., f. 18v-19 (1286, V, 1).
- (58) Ibid., f. 28v-30 (1287, V, 7).
- (59) ACA, Cancillería, registro 331, f. 4v-5, 21, 34 (1292); 330, f. 14v-15v, 27-29 (1293-1294).
- (60) ACA, Cancillería, registro 332, f. 1-3v (1299), 18-20v (1300), 132-133v (1301), 209-210v (1302); 333, f. 1, 5-5v, 18-18v, 20v-21, 33, 55-55v (1303), 90v-95 (1304), 107-112 (1305).
- (61) ACA, Cancillería, registro 333, f. 89 (1304, I, 1).
- (62) ACA, Cancillería, registro 361, f. 2 (1313), 11 (1314), 25 (1315), 38 (1316), 50 (1317), 56 (1318), 62-62v (1319).
- (63) Ibid., f. 25 (1314 [1315], I, 2): « Franqua sunt a cena regia et procuratoris ex privilegia domini regis ».
- (64) ACA, Cancillería, registro 546, f. 2, 8 (1328), 18v (1329), 23 (1330), 30v-31, 35-35v (1331), 38v-44v (1332), 48v-57v (1333), 60v-69v (1334), 72v-77v (1335), 80-86v (1336).
- (65) Ibid., f. 8 (1327, XI, 17): « In priuilegio concesso olim Templariis de non danda cena pro

14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換（足立）

homines Cantauetule in absentia quod construm fuit xatiue V kalendas aprilis Anno Domini M. CC. XC. octauo continetur pro done cene inde domini reges uel successores suos ad dictum locum Cantauetule contingerunt personaliter de el cenare ».

- (66) 拙著『辺境の生成—征服＝入植運動・封建制・商業—』名古屋大学出版会、2019年、393-395頁。
- (67) AHN, Códice 648, p. 472. 各アルデアの分担額の余白には、それぞれの担税単位 (puesta) の数がそれぞれ13、7、2と付記されている。担税単位あたりの負担額が各アルデアで大きく異なることになるが、これは次のような手続きによるものと考えられる。すなわち、一定の財産査定額を1担税単位とし、各アルデアの担税単位の総数によって、1担税単位あたりの負担額がそれぞれ決定されたのではないかということである。
- (68) AMT, Pergaminos, no. 8 (1322, VI, 15-19). 文書館のカタログ上では1317年となっているが、これはヒスパニア暦 (Era) M.CCC.LX. の誤読 (M.CCC.LV.) によるものであり、1322年とするのが正しい。
- (69) AHN, Códice 648, no. 44, p. 42 (1264, VI, 19). なお、キリスト教徒とあえていったのは、3年後の1267年に30名のムデハルに宛てた入植許可状も別途発給されているからである。AHN, Códice 648, no. 42, pp. 40-41 (1267, VII, 15).
- (70) AHN, Códice 648, no. 43, p. 41 (1271, V, 13).
- (71) AHN, Códice 648, no. 49, pp. 50-51 (1332, I, 6): « todas e cadaunas piezas heredades e roturas o posesiones que son en el termino de Bellestar qui han seydo laurados es asambrar los que son sitiados en los aluares aquellos sean tenidos e obligados apechar e acontribuyr e apagar en los CC solidos iaccenses pertenientes a la senyoria de Villed los quales dictos CC solidos son tenidos apagar todos los pobladores del dicto lugar de Bellestar. E segunt que cadauna de los dictas piezas e roturas ualdran a estimacion de hombres buenos la qual dicta pecha de los dictos CC solidos sea partida por sueldo e por liura assi los aluares como los riegos, assi como cadauno terna tierra olaurara ».
- (72) ACA, Real Patrimonio, Mestre Racional, Volúmenes, Serie General, 2394 (1342), f. 117-125.
- (73) AHN, Códice 648, pp. 452-472.
- (74) ACA, Real Patrimonio, Mestre Racional, Volúmenes, Serie General, 2394 (1342), f. 120: « Suma mayor de claros e de dubdantes declaridos e trobas — CC XXX II morabetíes. / Del dito lugar de Villed. Item de Liuros IIII morabetíes que sont por tots — CC XXX VI morabetíes que toca al senyor rey la meytat que son C X VIII morabetíes ».
- (75) ACA, Real Patrimonio, Mestre Racional, Volúmenes, Serie General, 2394 (1342), f. 117-120. 「なし」が付記されている者のうち、靴工ペロ・ルエスタは、「テルエルで納付」 (Paga en Teruel) とある。二重負担を避けるべく、どこで担税するかについては、

国王ハイメ2世の布告に次のような規定がある。すなわち、2ヶ所以上の村落に財産をもつ者は、通常生活するか、主要な家屋を作ったか、1年の大半を過ごす家屋をもつ集落の財産のみで査定されるというものである。ACA, Cancillería, registro 304, f. 145v (1302-1303): « Item sí alguno aura casas de heredamientos ó otros bienes en dos logares ó en muytos no deue pagar monedatge por aquellos bienes qual quiere que valgan sino en I logar çoes asaber on aquel on biura ó morava ó faça su mayor residencia personal o tiene su casa por la mayor partida del anyo ».

- (76) ACA, Real Patrimonio, Mestre Racional, Volúmenes, Serie General, 2394 (1342), f. 120-120v.
- (77) Ibid., f. 120v. 全体でもわずか5人のリブrosの数値は、ビジェルの合計部分に加算されている (Es la suma de aquesta aldea ala aquella de Villel)。
- (78) Ibid., f. 121-121v. 第120葉裏にバイリア内の小村エル・カブロンシーリョの項が設けられているが、「なし」の言葉と、リオデバに転居して、そこで支払うものと明記されている (Mudaron se a Riodeva e pagan allí)。
- (79) Ibid., f. 117v: « don Martin de la Barba justicia, don Lazaro de la Barba jurado, Garcia Perez [de] Cubla, Miguel Vicent notario, Domingo Bernabe e Martin Vellido los quales te[n]der de Pero Martinez cogedor de susdito juraron a la cruz e a los estos quatro ev[an]gelios de sus manos corporalment tocados dezír veradat quales eran tenidos pagar [mo]nedatge en el dito lugar e quales no por virtud de la qual jura dixieron e nobe[] aquellos dias la siguiént forma ».
- (80) AHN, Códice 648, p. 469: « Item çenses que pagan los de Villastar por nadal todas las tierras tenentes allí – CC sueldos ».
- (81) Ibid., p. 462.
- (82) Ibid., pp. 460-461: « Açensales de sant Miguel del Plano Johan Camarra no an loysmo », pp. 464-465: « Açensales de nadal del Val de Garçia que son aloysmo e afadiga ».
- (83) Ibid., pp. 452-456: « Açensales de Chertera que fueron dados por fray Pero Sanz de Fanlo comendador que ya fue en Villel aloysmo e afadiga que montan e fazen C sueldos jacesces los quales pagan los hombres que se siguen por la fiesta de sant Miguel ». このルブリックにあるとおり、同区域の開発はもともと前任コメンダドールのペロ・サンス・デ・ファンロの在任時(1320~1337年)に開始されている。49件の土地貸借文書はカルチュレール本体には筆写されておらず、貢租目録そのものがいわばその要録となっている。
- (84) Ibid., p. 457, 458, 463, 465, 466.
- (85) 1385年とやや下るが、この点で明確なのがトロンションのコンセホに宛てられたモラベディ領収証である。ここでは、アンポスタ管区長の命を受けたエスクデロのフランシスコ・ボルタが同年5月16日に管区長分の222モラベディを受領し、それに

14世紀前半アラゴン南部における租税・領主制・商品交換（足立）

先立つ同月12日に国王徴税人のサラゴサ商人ファン・ドン・サンチョの代理としてやはり同人が国王分の222モラベディを受領したことを証明している。AMT, Pergaminos, no. 53 (1385, XII, 14). 前述の1332年の領収証でもここで問題のモラベディ徴収記録でもアンボスタ管区長の承認があるのはこういうわけである。

- (86) たとえば、『テルエルのフェスの年代記』（*Crónicas de los jueces de Teruel*）の各年の記述には、しばしば小麦・ライ麦・大麦・燕麦といった穀物、ワイン、オリーブ油、蜂蜜、雌鶏、卵の価格が記録されている。F. López Rajadel, *Crónicas de los jueces de Teruel (1176-1532)*, Teruel, 1994. それは、テルエルのコンセホ要職を独占した寡頭支配層の筆頭格であるフェスの歴任者が自らの支配の正当性を持続的に再生産するために、なにに注意を払わなくてはならなかったかを如実に示している。1238年のバレンシア征服以降、同地域一帯の軍事的・戦略的重要性が低下するなかで、彼らエリート層が共同体の共通善を代表する方法は、もはや外敵の脅威に対抗する物理的かつ軍事的な暴力ではなく、むしろ共同体の内的な危機、わけでも食糧不足への円滑な対処に求められるようになったのである。A. Ríos Conejero, *El poder de la oligarquía urbana de Teruel durante la Baja Edad Media, Aragón en la Edad Media*, no. 27, 2016, p. 277.
- (87) 拙著『辺境の生成』、233-254頁。
- (88) 同上書、225-233頁。

【附記】本稿は、平成29年度～令和3年度科学研究費補助金・基盤研究C「中世スペイン・下 アラゴンにおける城塞集落と流通ネットワーク」による研究成果の一部である。

（広島大学大学院文学研究科）